

# 令和6年第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第149号

令和6年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月22日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和6年12月3日
2. 場 所 まんのう町役場議場

## 令和6年第4回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

令和6年12月3日（火曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 15名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 真 鍋 泰二郎  | 2番 石 崎 保 彦  |
| 3番 鈴 木 崇 容  | 4番 常 包 恵    |
| 5番 京 兼 愛 子  | 6番 竹 林 昌 秀  |
| 7番 川 西 米希子  | 8番 合 田 正 夫  |
| 9番 三 好 郁 雄  | 10番 白 川 正 樹 |
| 11番 白 川 皆 男 | 12番 松 下 一 美 |
| 13番 大 西 豊   | 14番 川 原 茂 行 |
| 15番 大 西 樹   |             |

### 欠席議員 な し

### 会議録署名議員の指名議員

|            |            |
|------------|------------|
| 7番 川 西 米希子 | 8番 合 田 正 夫 |
|------------|------------|

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平 田 友 彦      事務局課長補佐 横 関 智 之

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義      副 町 長 長 森 正 志  
教 育 長 井 上 勝 之      総 務 課 長 朝 倉 智 基

|        |      |          |      |
|--------|------|----------|------|
| 企画政策課長 | 鈴木正俊 | 地域振興課長   | 河野正法 |
| 税務課長   | 黒木正人 | 住民生活課長   | 山本貴文 |
| 福祉保険課長 | 池下尚治 | 健康増進課長   | 松本学  |
| 農林課長   | 藤原道広 | 建設土地改良課長 | 川原涼二 |
| 地籍調査課長 | 宮崎雅則 | 会計管理者    | 國廣美紀 |
| 琴南支所長  | 柴坂学  | 仲南支所長    | 小縣茂  |
| 学校教育課長 | 平田浩二 | 生涯学習課長   | 末久誠  |

**○大西樹議長** 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 皆さん、おはようございます。令和6年第4回まんのう町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末の公私ともに大変お忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

町にはクリスマスソングが流れ、師走の声を聞くと、何やら慌ただしくなりますが、1年がたつのは早いもので、今年もあと一月足らずとなりました。

今回、上程させていただいておりますのは、議案15件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、平田友彦君。

**○平田議会事務局長** 御報告申し上げます。

初めに、町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案15件の提出がありました。

次に、組合議会関係について、中讃広域行政事務組合、香川県後期高齢者医療広域連合議会、仲多度南部消防組合議会、香川県広域水道企業団議会において定例会が開催され、各会計の補正予算及び決算の認定、条例の改正等の審議結果の報告がありました。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の報告があり、一般会計並びに特別会計の収支、基金出納状況、現金保管状況の検査の結果はいずれも適正に処理されているとの報告がありました。

また、陳情書関係で9月定例会以降に3件の陳情書の提出があり、議会運営委員会で審

査した結果、いずれも議長預かりとすることとなりました。

以上の文書は写しをタブレットの請願・陳情書フォルダに入れ、配付に替えさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、議会報告を終わります。

**○大西樹議長** 議会報告を終わります。

## **日程第１ 議会運営委員会報告**

**○大西樹議長** 日程第１、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、松下一美君。

**○松下一美議会運営委員長** それでは、皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の１２月定例会運営に関する報告を申し上げます。

１２月２日、午前９時３０分より、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席の下、議会運営委員会の委員全員出席し、第４回定例会の運営について慎重に審議いたしましたので、その結果を報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第１号について説明を申し上げます。

日程第１ 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第２ 会議録署名議員の指名

日程第３ 会期の決定 本日より１２月１７日までの１５日間といたします。

日程第４ 町政報告

日程第５ 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第６ 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第７ 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第８ 議案第１号 専決処分の承認について（令和６年度まんのう町一般会計補正予算（第３号）） 即決でお願いします。

日程第９ 議案第２号 まんのう町課設置条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第１０ 議案第３号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第１１ 議案第４号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第１２ 議案第５号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第１３ 議案第６号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第１４ 議案第７号 まんのう町税条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第 15 議案第 8 号 まんのう町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例の一部改正について 建設経済常任委員会付託

日程第 16 議案第 9 号 まんのう町公民館条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第 17 議案第 10 号 香川県中部ボートレース事業組合規約の一部変更について 即決をお願いします。

日程第 18 議案第 11 号 令和 6 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 4 号 総務常任委員会付託

日程第 19 議案第 12 号 令和 6 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号 教育民生常任委員会付託

日程第 20 議案第 13 号 令和 6 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号 教育民生常任委員会付託

日程第 21 議案第 14 号 令和 6 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号 教育民生常任委員会付託

日程第 22 議案第 15 号 令和 6 年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第 1 号 建設経済常任委員会付託

一般質問は 12 月 4 日と 5 日に行います。

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

## 日程第 2 会議録署名議員の指名

**○大西樹議長** 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、7 番、川西米希子君、8 番、合田正夫君を指名いたします。

## 日程第 3 会期の決定

**○大西樹議長** 日程第 3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 17 日までの 15 日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、会期は１５日間と決しました。

#### 日程第４ 町政報告

○大西樹議長 日程第４、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、９月定例議会以降の町政報告をさせていただきます。

まず最初に、世界に目を向ければ、令和６年１１月５日に実施されましたアメリカの大統領選でドナルド・トランプ氏が再選を果たしました。これに伴い、アメリカの外交政策、とりわけ太平洋地域の同盟国との連携に注目が集まっております。キャンベルアメリカ国務副長官は中国との戦略的競争が続く中、トランプ次期政権がオーストラリアやニュージーランドとの協力を継続することへの期待を表明しております。

中国は国防費の増加やエネルギー・食糧の自給自足を推進し、軍事力の強化を図っております。これに対し、アメリカや同盟国は対応を模索していますが、迅速な対応が求められております。

次に、国内の政治状況では、１０月２７日に行われました衆議院総選挙では、自由民主党と公明党の連立与党が過半数を割り込み、少数与党となりました。これを受け、１１月１１日に召集されました特別国会で石破茂氏が再び内閣総理大臣に指名され、第２次石破内閣が発足しました。石破首相は「ルールを守る」、「日本を守る」など５つの柱を掲げ、日本の未来創生を目指すことを表明しております。

次に、日本経済に目を向けてみますと、物価上昇や海外経済の減速などの影響で全体的に回復基調が一服しているものの、内需を中心とした成長が期待されています。２０２４年度の実質ＧＤＰ成長率はプラス１．１％と予測され、経済対策の効果が期待されています。消費者物価指数（ＣＰＩ）は、サービス価格の上昇などにより、２０２４年度までにプラス２％以上の伸びが予測されております。

一方、春闘での賃上げが続いており、家計の所得向上を通じた消費の回復も見込まれています。輸出は海外経済の減速で停滞気味ですが、インバウンド需要の拡大によるサービス輸出の増加が全体を支えております。総じて日本経済は内需主導の回復を目指しつつも、外部環境の不確実性やエネルギー価格の変動に対する慎重な対応が求められているところでございます。

ただいま述べましたような世界・国内・経済情勢の中ではございますが、まんのう町の町政について報告させていただきます。

まず最初に、まんのう町の人口等についてでございます。

１０月末現在の世帯数は昨年同期に比べまして５０世帯の増で７，５０１世帯でございます。人口は１万７，１６５人であり、２３８人の減となっております。また、６５歳以上の高齢者につきましても、５５人減の６，５６８人ですが、高齢化率は３８．０６％から３８．２６％となっており、人口減少と高齢化が引き続き進行しております。

次に、防災関係でございます。

今年度の台風の発生件数は12月1日現在25件となっており、例年に比べて多い発生件数となっております。まんのう町では、8月30日に台風10号の接近に伴い土砂災害警戒情報が発令されました。水防本部を設置し、町内全域の住民に対して避難指示を発令しましたが、幸いにも災害の発生はなく終えることができました。本町においては、本年度も無事に出水期を終えることができましたが、全国では9月21日台風14号に伴う温帯低気圧と秋雨前線や線状降水帯などの影響で、石川県の能登半島北部を中心に記録的な豪雨となりました。特に奥能登地方を中心に河川の氾濫や土砂災害が多発し、人的被害や床上浸水などの建物被害が発生する災害となりました。また、能登半島地震によって建てられた仮設住宅が床上浸水する被害も発生しております。

なお、総務課の防災アドバイザーが能登半島にある輪島市の災害復旧業務を支援しつつ、現地の被災状況などを把握し、まんのう町で災害が起こった場合の参考にしているところでございます。4月、6月、10月に合わせて約1か月間、災害派遣に行っております。

次に、交通安全対策関連についてでございます。

本町の交通事故状況ですが、10月末時点の本年の人身事故件数は35件で、去年同期マイナス17件となっております。死者数は1名で、こちらは去年同期マイナス1名でございます。年末年始の交通安全県民運動が12月10日から1月10日まで実施され、本年12月19日には琴平警察署でキャンペーンが開催されます。

年末年始の社会全体が忙しさを感じる中、落ち着いて安全な運転をしていただけるよう、また、これから冬場を迎えて凍結による交通事故などにも注意していただけるよう、啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業関係について報告いたします。

まず、本年度末までに策定を進めております農業に関する地域計画策定につきましては、当初の計画どおり順調に推移しておりますので、令和7年3月に公告いたします。

また、地域計画の策定に併せて香川県が本年度から実施しております「多様な農業人材経営計画認定制度」で、本町から8名の方々が9月1日付の一次認定を受けられました。今後も本制度を積極的に活用し、規模拡大を目指す非担い手農家を継続的に支援してまいります。

次に、ひまわりプロジェクトです。

今年度は約13ヘクタールの農地で作付されましたが、播種から収穫にかけまして野鳥による被害が多く、天候も安定しなかったこともあり、収穫量は約3.1トンにとどまり、昨年にも増して凶作となりました。来年度の作付に向けて、鳥獣被害についての対策や肥培管理について生産者の方々と協議してまいります。

また、ひまわりプロジェクトの関連事業として実施いたしました「ひまわりフォトコンテスト」につきましては、今年度、163点の応募がありまして、10月15日に審査いたしました。「ひまわり大賞」や「千年ものがたり賞」などの入選作品につきましては、

11月18日に役場本庁にて表彰式を執り行いました。

次に、国指定特別天然記念物コウノトリについて報告いたします。

7月上旬に巣立ちを迎えた3羽のコウノトリは県外に移動しておりますが、親鳥につきましては近くに生息しておりますので、来春も産卵を期待しているところでございます。

また、来年2月に香川県で開催されます「四国圏域生態系ネットワーク推進協議会」で、コウノトリが生息できるすばらしい自然環境が整っております本町の保護活動の取組を報告いたしまして、現地視察も併せて予定しております。

続いて、森林関係について報告いたします。

現在、森林資源の状況を把握することを目的として、森林資源情報データの解析・整備に着手しておりますが、今年度中にその成果を踏まえ、森林整備に必要な過密林分の抽出や搬出間伐計画の策定等に着手してまいりたいと考えております。

次に、地方創世関係についてでございます。

まず、ふるさと納税についてですが、寄附額は年々右肩上がりに増加しております。本年度現状は昨年同時期とほぼ同程度ですが、地元特産品の返礼品と地域情報の発信にも引き続き力を入れておりますので、昨年を上回る寄附額に期待をしております。

また、定住策として昨年度より実施しております大学等を卒業した者に対し奨学金返済の負担軽減を図ることを目的とした「まんのう町定住者大学等奨学金返還支援補助金」につきましては、本年度も多く申請が上がっており、成果は十分に発揮されているものと考えております。

次に、商工関係についてでございます。

町民の家計負担の軽減と地域内の消費喚起のため、全世帯を対象とした1万円分の「まんのう町地域応援商品券」の引換えを6月末から実施いたしております。10月末時点での引換率は93.7%となっております。使用期限が令和7年1月末までとなっておりますので、引換えがまだの世帯の方は早めに引き換えくださいますようお願いいたします。

次に観光関係についてでございます。

10月20日には「第39回まんのう町かりんまつり」を国営讃岐まんのう公園にて開催し、お笑いライブや子供たちに大人気のキャラクターショーなどのステージイベントのほか、各種飲食店ブースも大勢の来場者によりにぎわいました。当日は1万人を超える来場者があり、楽しい一日を過ごされたことと思います。

帆山地区では、ひまわりを収穫した後の農地を利用し、コスモス、中山地区には菜の花の種をまきました。秋にはコスモス、春には菜の花が咲くことで、年間を通じて花を観賞することができ、観光集客ができるのではと期待をいたしております。

次に健康増進関係についてでございます。

今年も季節性インフルエンザが流行する時期を迎えました。本年度より新型コロナウイルス予防接種も予防接種法に定められた定期接種となり、10月1日より季節性インフルエンザと同様に、65歳以上の方を対象として予防接種事業を実施いたしております。

また、任意接種ではありますが、高齢の方の予防接種に併せて、生後6か月から高校3年生までの年齢の方へ1回当たり2,000円を助成する子どもインフルエンザ予防接種事業も実施いたしております。予防接種には発症を一定程度抑え、また、重症化を防ぐ効果も期待できますので、希望される方は指定医療機関において接種を受けていただきたいと思います。

次に、教育関係についてでございます。

まず、修学旅行についてでございますが、長炭小学校が9月8日から9日に、琴南小学校と四条小学校が9月19日から20日に、仲南小学校が23日から24日に、満濃南小学校が29日から30日に、高篠小学校が10月20日から21日にそれぞれ同じ京阪神方面へ計画どおり行くことができました。大きな事故もなく、無事に全行程を終了でき、児童たちにとりましては大変よい思い出ができたものと喜んでおります。

また、学校施設整備関係につきましては、満濃南小学校、長炭小学校の普通教室と琴南こども園においてLED化工事を進めているところでございます。工事の完了後は保育室並びに教室も明るくなり、よりよい学習環境で生活できるものと思います。来年度以降におきましては、LED化のできていない教育施設につきましても、順次、整備をしてまいりたいと考えております。

次に、中学校の部活動についてでございます。

11月9日に開催されました県総合体育大会新人戦において、剣道部団体、男子が優勝し、2月に行われる四国大会へ出場いたします。本年度も四国大会や全国大会で活躍する選手を輩出する満濃中学校の生徒を頼もしく誇りに思う次第でございます。

次に、生涯学習関係についてでございます。

公民館まつりについてですが、7つの地域全ての公民館で開催されました。昨年に続き、ステージ発表やイベント、そして力作ぞろいのすばらしい展示が公民館を華やかに飾り、盛り上げてくれました。どの公民館も来場者数は多く、大盛況のうちに終えることができました。

次に、青少年育成事業につきましては、10月16日に満濃中学校体育館で「ようこそ！！先輩」の講演会にまんのう町出身の写真家、平井慶祐氏を迎えて、「10年の幸福写真～いつ？どこで？だれと撮りたい？～」と題した講演会を開催し、写真に興味を持った経緯や10年分の撮影秘話について講演を行い、中学生の皆さんも講演を楽しんでいました。

今年度の成人式ですが、まんのう町は20歳の門出を祝う「はたちの集い」として、来年1月12日に町民文化ホールにおいて実施する予定といたしております。また、式典の様様は中讃テレビにて後日放送します。開催方法等につきましては、実行委員会で準備を進めております。

次に、支所関係でございます。

琴南地区の地域振興として取り組んでおりますグリーンツーリズム事業の「島ヶ峰地区

そば栽培体験事業」ですが、今年度は41名の申込みがあり、8月18日から種まき、土寄せ、刈取り、脱穀作業を行い、11月30日には収穫祭を実施しております。

また、美合地区に古くから伝わるそば文化や美しい山村風景を保存・継承していくため、「島ヶ峰の原風景を守る会」の会員18名がソバの普及活動を行っており、ソバの花が咲く時期に「そばの花見会」を実施しております。今年は9月21日に開催され、天候にも恵まれ、町内外から約400名の参加があり、大変好評でした。

このほか、「第2回島ヶ峰そばフォトコンテスト」が実施され、55点の応募がありました。選考された10点につきましては、12月12日に表彰を行う予定になっております。

川奥集会場で実施しておりますグリーンツーリズム事業の「そば打ち道場」は、例年11月末から3月末の間において実施をしております。こちらも大変好評で、年々参加者が増加しており、今年度も26回開催する計画で、参加者は延べ200名以上が見込まれております。

次に、仲南支所におきましては、仲南支所周辺を「教育の杜」として住民が集える場を模索していければと考えております。1階ロビーを利用し、仲南こども園の園児たちの作品展示等を実施し、住民から親しみやすく立ち寄りやすい場所となるよう工夫を凝らしておりますので、一度、御覧いただけたらと思います。

以上、簡単ではございますが、9月定例議会以降の町政の一端を報告いたしました。

なお、各課の町政報告については、お手元に御配付させていただいておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 町政報告を終わります。

## **日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）**

**○大西樹議長** 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題とします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、石崎保彦君。

**○石崎保彦教育民生常任委員長** おはようございます。教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る11月19日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

初めに、琴南支所より、内科診療所の診療状況、歯科診療所の診療状況について報告があり、内科診療所は人口の自然減の影響により減少傾向であるとの説明がありましたが、委員より、特に質疑等はありませんでした。

次に、住民生活課より、主要行事についてと、戸籍・住基関係、環境関係、マイナシ

カード交付状況について報告がありました。

委員より、安全運転管理者講習の内容、参加者等について質疑があり、執行部より、業務で車両を取り扱っている業者や作業員を対象に日々の交通安全や適正な車両管理などについての講習であるとの答弁がありました。

委員より、クリーンリバーK a N a K u R a 推進会議の内容について質疑があり、執行部より、金倉川の清掃、美化に取り組む目的で、金倉川周辺の自治会と2市2町で構成されており、年1回の総会で事業実績の確認と次期活動計画を立てているとの答弁がありました。

委員より、外国人による犯罪防止等の取組について質疑があり、執行部より、琴平警察署では、年1回、外国人を雇用している企業と琴平町、まんのう町で構成された連絡協議会において、避難所の周知や日常生活時における注意点を指導し、犯罪防止の啓発を行っているとの答弁がありました。

委員より、町内でくみ取り式トイレの個数はどの程度あるのかとの質疑があり、執行部より、令和3年9月の資料では約2,300戸で、全体の28%程度であるとの答弁がありました。

委員より、収集した資源ごみの売却により発生した収益の使途についての質疑があり、執行部より、資源ごみの収益については、収集等に係る費用の1割程度の収入があるが、収集作業に従事していただいている各自治会の活動内容に違いがあるため、自治会への収益の分配等は難しいとの答弁がありました。

委員より、資源ごみの回収者から、段ボールや新聞紙のまとめ方などについて、従前とは違った指摘を受け、憤慨しているとの苦情に接したことについて質疑があり、執行部より、当課にも住民の方から苦情があり、回収者の行き過ぎた指摘であり、住民の方に謝罪し、回収者にも指導を行ったとの答弁がありました。

委員より、資源ごみの収集を地域住民がボランティアとして行っていない自治体はないのか。各自治会では住民の高齢化など当番制が機能しづらくなっているとの質疑があり、執行部より、本来であれば、網・籠の受渡し作業で1名でも対応可能だが、実際には収集するごみの分別管理等にも人員が必要である。資源ごみ収集は分別して再資源化を図る取組なので、制度維持に御協力をお願いしたいとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、各係及び地域包括支援センター等の行事報告と、第9期介護保険計画における評価点検指標について報告がありました。

委員より、第9期介護保険計画の期間について質疑があり、執行部より、令和6年から令和8年までの3年間であるとの答弁がありました。

委員より、今年度から戦没者追悼式に中学生が参加して好評を得たが、今後も継続するのかとの質疑があり、執行部より、修学旅行で沖縄を訪れ、平和学習を行ったことを踏まえ、教育委員会と満濃中学校の協力を得て参加し、遺族の方の献花の手伝いや階段での介助等を行い喜ばれた。平和教育の一環として継続したいが、学習カリキュラム等の調整も

あるので、中学校と相談しながら進めたいとの答弁がありました。

委員より、介護認定調査事業において、各申請が全て認定されたが、これは民生委員や職員による事前相談等の対応が十分に機能しており、必要かつ適正なものが申請に至ったということかとの質疑があり、執行部より、まず、窓口においてケアマネジャー等による相談や確認を行い、その後、認定調査員が訪問するため、結果的に申請全てが認定されているとの答弁がありました。

委員より、11月の広報まんのうに国民健康保険、後期高齢者医療保険の保険証が廃止され、資格確認書発行に関するお知らせが掲載されていたが、保険料未納者についても資格確認書は発行されるのかとの質疑があり、執行部より、国民健康保険の保険料未納者についても資格確認書を送付する。しかし、マイナンバーカードに移行することで、未納者に対して発行していた短期証が廃止となるため、今後の取扱いについては、国からの指示を待つことになるとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、事業等の報告と中讃圏域健康生きがい中核事業利用実績、温泉バス利用実績、子育て支援サービス事業実績について報告がありました。

委員より、かりん健康センターと吉野公民館で実施している健幸塾は他の施設では開催しないのかとの質疑があり、執行部より、年間計画を策定し、参加者を募集してから開催場所を選定しているとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、行事報告と11月1日現在の町内園児・児童・生徒数について報告がありました。

委員より、満濃中学校の生徒会の役員選挙は選挙制度に関心を持つよい機会と考えるが、学校・生徒・保護者からの意見の集約はできているのかとの質疑があり、執行部より、掌握できていない部分もあり、満濃中学校に確認するとの答弁がありました。

委員より、ノーメディアデーの実施に関して、学校・生徒・保護者の意見や感想について質疑があり、執行部より、学校ではインターネットやゲームの依存抑制に努めている。家庭等での捉え方については、学校を通して確認をしたいとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より、主要行事報告、町立図書館利用状況、スポーツセンターまんのう利用状況、天文台利用状況、民具展示室利用状況について報告がありました。

委員より、地元の方から意見のあった琴南公民館のつり天井撤去工事後の天井部の状態について質疑があり、執行部より、地震の際のつり天井落下の危険を除くために撤去したので、鉄骨が見える状態については御理解いただくよう説明するとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会しました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大西樹議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、鈴木崇容君。

○鈴木崇容建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る11月26日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

まず、四条地区、満濃農村環境改善センター解体工事状況と、仲南地区、有限会社味源の工場内の作業を視察いたしました。

その後、全員協議会室に戻り、所管課より事業報告を受けました。

初めに、農林課より、農業委員会関係、農業委員会行事報告、農業振興関係行事報告のほか、森林、木育関係行事報告、有害鳥獣捕獲頭数、木育関係の実績などの報告がありました。

委員より、有害鳥獣駆除における安全祈願祭を取り計らってほしいとの質疑があり、執行部より、猟友会、また、狩猟クラブの方と相談して日程調整をしたいとの答弁がありました。

次に、地籍調査課より、9月2日から9月19日、令和6年度調査地区一筆地調査、9月26日、令和7年度調査地区ヒアリング、10月10日、10月16日、令和6年度調査地区工程検査、11月6日、令和4年度調査地区香川県知事認証、11月14日、令和4年度調査地区地籍調査の成果の写しを法務局送付、11月14日、全国国土調査協会理事会の開催などの報告がありましたが、委員より、特に質疑等はありませんでした。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係進捗状況、主なため池の11月18日現在の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排水事業関係などの報告がありました。

委員より、農業水路等防災減災対策事業満濃池転落防止柵の施工箇所について質疑があり、執行部より、堤頂の水面側などに施工するとの答弁がありました。

次に、地域振興課より、地域おこし協力隊の各隊員の活動状況、若者住宅取得補助事業及び地域木材利用住宅等補助事業、水道給水管布設事業、ひまわり推進事業、ものづくりセンター管理運営事業、琴南地域活性化センター（ことなみ未来館）事業のほか、ふるさと納税事業、商工事業、移住・定住事業の報告がありました。

委員より、ものづくりセンターの売上げが落ちているが、今年度のヒマワリの収穫状況と生産者等との協議について質疑があり、執行部より、今年度のヒマワリの収穫も非常に厳しい状況で、数量も5トン弱と少なかった。また、生産者も現在の助成金額では厳しい

と思われるため、ひまわり振興協議会の臨時総会において、５年以上継続のヒマワリ生産者で反当たり５０キロ以上の収量があれば、１万５，０００円を加算することに決定したとの答弁がありました。

委員より、令和７年度も今年度のように地域応援商品券などの住民支援を考えているのかとの質疑があり、執行部より、来年度も国からの補助等があれば、今年度のような支援を検討したい。また、ない場合も１０％のプレミアム商品券は継続したいとの答弁があり、委員より、ヒマワリ製品の売れ残りなどはどのように処理しているのかとの質疑がありました。

執行部より、オイルは生産数量を決めて抽出しているため、売れ残りは少なく、ひまわり焼酎は大量生産することができ、長期保存が効き、ひまわり石けんも特殊なコールドプロセス製法で生産しており、状況によって追加生産している。なお、現状ではどの製品も在庫が余り、困っていることはないとの答弁がありました。

委員より、ひまわり事業の継続、発展のためには、サンフラワーまんのうとの協議だけでなく、生産者の意見を聞くことも必要と考察する。生産者がヒマワリ栽培をやめることのないように取り組んでほしいとの意見がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会しました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## **日程第７ 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）**

**○大西樹議長** 日程第７、所管事務調査の委員長報告の件を議題とします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、常包恵君。

**○常包恵総務常任委員長** 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る１１月２７日、午前９時３０分より、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

まず、仲多度南部消防本部において購入した指揮車の説明を受けた後、造成工事中のまんのう町消防団第１４分団宮田・佐文屯所用地を現地視察し、続いて、三豊市財田町にある「道の駅たからだの里さいた」を見学しました。

その後、全員協議会室に戻り、所管課より事業報告を受けました。

初めに、総務課より、８月上旬から１１月下旬までの事業報告、町内火災発生状況、救

急出動状況、交通事故発生状況、選挙人名簿登録者数、防災出前講習状況、交通事故発生日報、令和7年度からの機構改革（案）、町正規職員の過去5年間の休暇取得状況について報告がありました。

委員より、さきの総選挙において琴南支所で実施された期日前投票は1日だけで、忘れていたという声が多くあった。体制確保などの課題もあるが、期間を拡大できないかとの質疑があり、執行部より、今回の実績を踏まえて検討したいとの答弁がありました。

委員より、琴南支所の期日前投票において、仕事帰りの方が利用できるように、午後6時以降も開設してはどうかとの意見があり、執行部より、選挙管理委員会と協議して検討していきたいとの答弁がありました。

委員より、従来の第9投票所である満濃農改センターの取壊しにより、投票所を統合したことで投票への影響はなかったかとの質疑があり、執行部より、対象となる方に事前に投票所の変更をお知らせしていたので、特に問題はなかったと認識しているとの答弁がありました。

委員より、議会報告会で窓口でのワンストップサービスを求める意見が出されたが、12月定例会に提案予定の機構改革案は今回のみなのか、それとも、今後数年間かけて行う改革の第一弾と考えているのかとの質疑があり、執行部より、福祉保険課と健康増進課などのワンストップ窓口の実現に向けて、今後数年かけて住民目線で改善していきたいとの答弁がありました。

委員より、8月末に大規模な停電があり、江畑地区では約8時間も停電した。江畑地区は携帯電話がつながりにくい地区のため、家族と連絡の取れない家庭もあったと聞く。住民の防災、安全・安心の観点から、携帯電話のアンテナ設置など電波事情の改善を働きかけてほしいとの意見があり、執行部より、携帯電話などのエリア整備調査があり、県を通じて国に要望していくとの答弁がありました。

次に、企画政策課より、定住自立圏形成の事業報告、一般財団法人ことなみ振興公社、有限会社仲南振興公社の令和6年度第1四半期の実績報告、コミュニティー・自治会関係では、まんのう町連合自治会の県外視察研修について、交通対策関係では、あいあいタクシー、福祉タクシーの利用状況、高齢者免許返納状況の報告、公聴広報、情報政策、人権啓発、男女共同参画推進事業、長尾会館の運営事業の報告がありました。

委員より、コトバスMxのmob i事業のエリアが四条、高篠地区にも拡大し、利用者が増えているように感じる。一方、あいあいタクシー利用者は減少しているが、住民の利便性向上のために今後のすみ分けをどのように考えているかとの質疑があり、執行部より、11月初めにタクシー事業者3者と協議したが、山間部などの方のためにもあいあいタクシーを残していきたい。また、町内でもう一台mob iを運行したほうが住民の利便性も上がるのではないかという意見もあったが、導入に当たってはどのような補助をするのかを琴平町とも調整が必要なので、来年度の地域公共交通計画の協議会で協議していきたい。なお、あいあいタクシーの運行形態も併せて協議していく必要があるとの答弁がありました。

た。

委員より、以前はあいあいタクシー利用者が減少し、福祉タクシー利用が増えるという構図だったが、両方とも減少している現状をどう分析しているかとの質疑があり、執行部より、免許返納者にあいあいタクシー定期券を配布しているが、利用者は約半数である。そのほかの方は家族が通院や買物などの送迎をしているものと推察する。また、あいあいタクシー利用者も高齢化しており、現行の車両であるワンボックスカーへの乗り降りが厳しいとの声がある。床の低い車両に変更するには費用や乗車定員の問題もあるため、高齢者の実情を把握の上、福祉関係課や社会福祉協議会などと協議し、研究したいとの答弁がありました。

委員より、議会報告会で、仲南振興公社は、今後、運営を継続できるかどうかを判断しなければならないとの厳しい意見が参加者から出されたが、所管課は今後についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部より、産直施設での商品の減少、温泉施設での湧出量の減少などを踏まえて、議会などとも協議しながら判断をしていかなければならないとの答弁がありました。

次に、税務課より、令和6年度の町民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの調定収納状況について、窓口での支払い、口座振替、コンビニエンスストア決済、スマートフォン決済、地方税統一QRコードの実績について報告がありました。

委員より、衆議院議員総選挙の争点の一つとなり、政党間で議論されている「103万円の壁」問題の引上げが実施された場合の本町への影響について質疑があり、執行部より、令和5年度の課税所得実績で試算した場合、住民税は約2億7,000万円の減収となり、個人町民税と法人町民税の歳入決算額の約3分の1に相当する額となる。また、地方交付税は約1億700万円の減収になるものと思われるとの答弁がありました。

次に、会計室より、前回の所管事務調査以後の例月出納検査の監査結果について、監査委員より適正に処理できているとの報告を受けたことの報告がありました。

委員より、会計室において定期預金を解約することはあるのかとの質疑があり、執行部より、財政状況により途中解約することがあるが、通常は満期による解約であるとの答弁がありました。

次に、琴南支所より、8月から10月の事業報告、琴南農改センター、琴南総合センターの利用実績、窓口受付件数について報告がありました。

委員より、窓口受付件数が減少している理由について質疑があり、執行部より、戸籍の証明書を本籍地以外でも取得できるようになったことや、軽自動車の車検時に納税証明書が必要でなくなったことが要因と思われるとの答弁がありました。

最後に、仲南支所より、8月から10月の事業報告、窓口業務受付件数、町マイクロバス運行実績、福祉バス利用状況の報告がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

## **日程第 8 議案第 1 号 専決処分の承認について（令和 6 年度まんのう町一般会計補正予算（第 3 号））**

**○大西樹議長** 日程第 8、議案第 1 号 専決処分の承認について（令和 6 年度まんのう町一般会計補正予算（第 3 号））の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第 1 号の専決処分承認を求めることについて（令和 6 年度まんのう町一般会計補正予算（第 3 号））について、その提案理由を申し上げます。  
(合田正夫議員退席 午前 10 時 28 分)

今回のまんのう町一般会計の補正予算は、別紙専決処分書のとおり、去る令和 6 年 10 月 27 日に執行されました衆議院議員総選挙に要する経費について、緊急に執行を要するため編成し、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 10 月 2 日付で専決処分により補正をいたしました。

したがいまして、同法同条第 3 項の規定に基づき議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

それでは、補正予算の内容を御説明申し上げます。

予算書及び予算に関する説明書の 1 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 882 万 8, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 120 億 6, 521 万 1, 000 円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正について御説明申し上げます。

9 ページをお開きください。

第 15 款県支出金において 1, 882 万 8, 000 円の増額をしております。これは、衆議院議員総選挙委託金を追加計上したことによるものでございます。

続きまして、歳出の補正について御説明申し上げます。

10 ページをお開きください。  
(合田正夫議員入室 午前 10 時 30 分)

第 2 款総務費、第 4 項選挙費、第 9 目衆議院議員総選挙費を報酬から備品購入費まで総額 1, 882 万 8, 000 円を追加計上しております。

主なものといしましては、職員手当等において、選挙事務従事手当 720 万円、役務

費では、通信運搬費を１５２万５，０００円、委託料では、選挙ポスター掲示場設置等委託料を１４０万円、選挙事務用備品費として２１３万円を計上いたしております。

以上、議案第１号 専決処分の承認を求めることについて（令和６年度まんのう町一般会計補正予算（第３号））につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第１号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第１号 専決処分の承認について（令和６年度まんのう町一般会計補正予算（第３号））の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

会議の途中ではございますが、ここで休憩を取りたいと思っております。議場の時計で１０時４５分までお願いします。

**休憩 午前１０時３２分**

**再開 午前１０時４５分**

**○大西樹議長** 休憩を戻して、会議を再開いたします。

## **日程第９ 議案第２号 まんのう町課設置条例の一部改正について**

**○大西樹議長** 日程第９、議案第２号 まんのう町課設置条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第２号のまんのう町課設置条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、機構改革に伴い分掌事務の一部を見直すものであり、総務課分掌事務である「交通安全及び防犯に関すること」のうち、「交通安全」を企画政策課に移管することに伴い、条例を一部改正するものでございます。

本改正の背景には、機構改革ということで、総務課で所管しております交通安全対策事務を企画政策課に所管替えることにより、企画政策課が所管している公共交通計画事務と一緒にすることで、住民サービスの向上につなげていくものであります。

具体的には、従来、高齢者免許返納事務は総務課に来て申請をして、企画政策課でデマンドタクシーの１年間無料の手続をしなければならなかったわけですが、企画政策課で事務を一本化することにより、ワンストップサービスにつながり、住民の利便性が向上するなど、この改正により、交通関連事務において円滑な業務体制が構築できるものと考えており、本改正を提案するものであります。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

６番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 課の編成については、経済社会の動静や課題に応じて臨機応変にやっていたきたい、そんなふう思うわけであります。霞が関なんかはしょっちゅう課の名前が変わりまわって困りますね。県もやっぱり戦略的に目標を持って、室を設けたり、課の名前を変えたり結構やってます。ということで、この提案に対しては賛成するものでありますが、企画に交通が移ることによって、総務課にあったのは交通安全対策という観点が強かったんだろうと思います。しかし、道路の機能、何台通りよんかと。どこからどこへ行きよんか、大阪からうちの町までの時間、これが国営公園の利用度に関係すると思いますし、広島から猪ノ鼻トンネルを抜けたら、大分、広島からの車がうちの３２号を通ったりしております。どこからどこへどんな車が、何が動きよんか、物流ですね。物流が世の中決めていくんで、それに関心を持った運営を求めることを期待する課の編成にしたいと思います。御答弁をお願いします。

**○大西樹議長** 竹林議員は総務常任委員会でありますので、それは総務常任委員会のほうでやられたらどうでしょうか。いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第２号は、総務常任委員会に付託いたします。

## 日程第 10 議案第 3 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第 10、議案第 3 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 3 号のまんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

まず初めに、昨今の香川県の高年齢職員の昇給制度の見直しの背景及び他の地方公共団体の職員との権衡等を考慮し、60歳を超える職員の昇給制度の見直しを行うものでございます。

概要といたしましては、第 5 条関係として、60歳を超える職員の昇給については、勤務成績が極めて良好または特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものであります。

次に、令和 6 年の香川県人事委員会勧告に基づく他の地方公共団体の職員との権衡等を考慮し、初任給調整手当、期末勤勉手当及び給料表の改正を行うものでございます。

概要といたしましては、第 18 条関係として、初任給調整手当の上限額を月額 41 万 6,600 円に改正を行い、第 20 条関係として、令和 6 年 12 月に支給する期末手当の一般職の支給率を 100 分の 127.5 に改正し、併せて再任用職員について、100 分の 71.25 に改正を行うものであります。

同様に、第 21 条関係として、令和 6 年 12 月に支給する勤勉手当の一般職の支給率を 100 分の 107.5 に改正し、併せて再任用職員について、100 分の 51.25 に改正を行うものであります。

また、第 4 条関係、別表第 1 及び別表第 2 として、令和 6 年 4 月 1 日に遡及して、行政職給料表及び医療職給料表の引上げ改正を行うものでございます。

なお、タブレット第 4 回定例会の総務課フォルダ内に補足資料香川県・人事院勧告抜粋を添付しておりますので、お目通しください。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 3 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第３号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第３号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第１１ 議案第４号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第１１、議案第４号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第４号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本一部改正は、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げを提言した人事院勧告の趣旨等を踏まえ、特別職の期末手当率の引上げ改正を行うものでございます。

概要といたしましては、第５条第２項関係として、令和６年１２月支給分を１００分の１７２．５に改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第４号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第４号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第４号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第１２ 議案第５号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第１２、議案第５号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第５号のまんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本一部改正は、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げを提言した人事院勧告の趣旨等を踏まえ、期末手当率の引上げ改正を行うものでございます。

概要といたしましては、第５条第２項関係として、令和６年１２月支給分を１００分の１７２．５に改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第５号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第５号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第５号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第 13 議案第 6 号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第 13、議案第 6 号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 6 号のまんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本一部改正は、香川県人事委員会勧告に基づく他の地方公共団体の職員との権衡等を考慮し、任期付職員の給料表の改正を行うものでございます。

概要といたしましては、第 7 条関係として、令和 6 年 4 月 1 日に遡及して、任期付職員の給料表の引上げ改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 6 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第 6 号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第 1 4 議案第 7 号 まんのう町税条例の一部改正について**

**○大西樹議長** 日程第 1 4、議案第 7 号 まんのう町税条例の一部改正についての件  
を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第 7 号のまんのう町税条例の一部改正に  
ついて提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、第 5 6 条の固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべ  
き申告の規定において、引用する私立学校法の一部改正に伴い、条項ずれの改正を行うも  
のでございます。

施行日は令和 7 年 4 月 1 日であります。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

6 番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 本改正において対象となる者が何人、何件あるのか、そしてその増  
減額があれば、それを報告していただきたい。

これは常任委員会で報告していただいていたんですけども、税条例の提案のときには、  
必ずこの改正により対象となる者の数、そしてその増減額を添付資料としてつける慣例の  
確立を求めたいと思います。御答弁願います。

**○大西樹議長** 税務課長、黒木正人君。

**○黒木税務課長** 竹林議員の御質問にお答えいたします。

改正点について詳しく御説明いたしますと、条文で引用しております私立学校法の条項  
は、「専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみ  
を目的とする法人を設立することができる」と規定されております。この 5 6 条ではこの  
ような法人が固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする場合には、申告書に該当  
土地、家屋または償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面  
を添付して町長に提出しなければならないと規定しています。

なお、現状、私立学校法で規定されている法人の非課税の適用はございません。ですの  
で、税収に関しては影響はございません。以上でございます。

**○大西樹議長** 6 番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** この条項の適用になるような町になればいいですね。なかなか  
難しいこととは思いますが。

求めるのは、税条例は非常に重要であって、我々議会も一番関心を持つべきところだと

と思いますが、その中身をつかんで議決したいということです。以上、今後よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号 まんのう町税条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第15 議案第8号 まんのう町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第15、議案第8号 まんのう町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第8号のまんのう町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

今回、まんのう町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例の一部改正につきましては、国土交通省の自転車に関する道路構造令の改正に伴い、まんのう町の条例を一部改正するものでございます。

なお、改正箇所につきましては、別紙のとおり新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第8号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

## 日程第16 議案第9号 まんのう町公民館条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第16、議案第9号 まんのう町公民館条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第9号 まんのう町公民館条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、四条公民館多目的ホールと琴南公民館大ホールを1時間単位で利用できる使用料を設定するものでございます。また、琴南公民館大ホールの終日使用を別途定めるとともに、大ホール以外の部屋の使用料を他の公民館に合わせる改正を行うものでございます。

なお、今回の改正案をまんのう町社会教育委員の会議、四条公民館運営審議会及び琴南公民館運営審議会において審議を行い、了承を得ていますので、御報告いたします。

また、料金改正につきましては、近隣市町の使用料を参考にして、四条公民館多目的ホールの午前8時30分から午後5時の1時間当たりの使用料を1,000円、午後5時から午後10時の1時間当たりの使用料を1,500円としております。

琴南公民館大ホールにつきましては、施設規模が異なりますので、午前8時30分から午後5時の1時間当たりの使用料を1,100円、午後5時から午後10時の1時間当たりの使用料を2,800円としております。また、終日使用した場合の使用料を2万円としております。大ホール以外の施設使用料につきましては、利用時間区分及び利用料金を町内公民館に合わせております。

なお、町内の同好会活動で公民館を使用する際は、使用料及び冷暖房使用料は減免といたしております。

参考までに、琴南公民館においては、過去においても利用料納入実績はありませんので、特に歳入面で影響はないものと考えております。

また、附則として、施行は令和7年1月1日からとしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第9号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

**日程第17 議案第10号 香川県中部ボートレース事業組合規約の一部変更について**

○大西樹議長 日程第17、議案第10号 香川県中部ボートレース事業組合規約の一部変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第10号の香川県中部ボートレース事業組合規約の一部変更につきまして、その提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、全国のボートレース施行組合組織として、10ボートレース事業組合のうち、香川県中部ボートレース事業組合を除く9ボートレース組合は規約の中で組合代表者職名を組合長から管理者へ変更し、副組合長から副管理者へ変更していることから、香川県中部ボートレース事業組合もこのたび同様に規約の変更をするものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号 香川県中部ボートレース事業組合規約の一部変更についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第18 議案第11号 令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号**

**○大西樹議長** 日程第18、議案第11号 令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第11号の令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号について、その提案理由を申し上げます。

3ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,931万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億452万2,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、7ページの第2表を御覧ください。これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について、変更分を記載しております。

第3条の債務負担行為は、8ページの第3表を御覧ください。これは、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載しております。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

事項別明細13ページをお開きください。

第10款地方交付税は2億5,719万9,000円の増額です。これは、今年度の普通交付税交付金額が確定したことにより2億8,846万2,000円の増額、特別交付税につきましては、昨年より11%程度減額になる見込みから、昨年度実績の11%程度の3,126万3,000円を減額するものでございます。

次に、18ページをお開きください。

第17款寄附金4,000万円の増額は、指定寄附金において、ふるさと応援寄附金が当初予算を大幅に超える見込みとなったことによるものでございます。

右側19ページを御覧ください。

第18款繰入金は2億5,766万5,000円の減額です。これは、第2目減債基金繰入金を2億7,800万円と大きく減額したこと、第9目ふるさと応援基金繰入金2,000万円が増となったことによるものでございます。

20ページをお開きください。

第19款繰越金1億1,715万5,000円の増額は、前年度繰越金が確定したことによる増でございます。

以上、歳入の主なものを御説明いたしました。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

24ページをお開きください。

第2款総務費は2,817万3,000円の増額です。第1項第21目地方創生推進事

業費において、ふるさと応援寄附金に係る返礼品、事務費など、合わせて2,400万円の増が主なものとなっております。

右側25ページを御覧ください。

第3款民生費9,399万7,000円の増額については、まず、第1項第1目の社会福祉総務費において、職員給与費が700万円の増、後期高齢者健診委託料500万円の増、後期高齢者広域連合への負担金814万円の増となっております。

第3目障害者福祉費におきましては、障害者自立支援給付費が2,700万円の増、令和5年度分事業費確定による償還金が3,025万9,000円の増となっております。

次に、第2項第5目の認定こども園費においては、需用費が830万円増となっておりますが、これはこども園6園の経常的な修繕費180万円、物価高騰による賄材料費650万円がそれぞれ増額となっております。

27ページをお開きください。

第4款衛生費1,366万7,000円の増額補正については、まず、第1項保健衛生費において、令和5年度分事業費確定により償還金が生じたことにより、第1目保健衛生総務費の償還金で246万1,000円の増、第2目予防費の償還金で244万1,000円の増が主なものとなっております。

次に、第2項第2目塵芥処理費では、中讃広域負担金327万9,000円の増、分別収集事業費で、リサイクルステーションの改装工事設計委託料が330万円増となっております。

28ページをお開きください。

第6款農林水産業費の増額補正3,665万9,000円の主なものは、第1項第5目農地費において、人件費780万円の増、土地改良等工事費2,875万円の増となっております。

30ページをお開きください。

第8款土木費の793万5,000円の増額は、第2項第2目の道路橋梁維持費において、琴南分道路維持修繕料の400万円が主な要因となっております。

右側31ページを御覧ください。

第10款教育費の1,843万1,000円の増額につきましては、第2項第3目の学校建設費において、長炭小学校等のLED化改修の実施設計費500万円の増、第6項第4目給食場費では、物価高騰による給食材料費800万円の増が主なものとなります。

33ページをお開きください。

第13款諸支出金4,000万円の増額は、ふるさと応援基金積立金4,000万円の増額補正となります。

なお、35ページから38ページにかけて給与費明細書、39ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目通しのほど、よろしくお願いいたします。

以上、議案第11号 令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号について御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 今、執行部は新年度予算の実務レベルの編成の真っ最中だと思います。総務課から編成方針が出されて、それにのっとって策定してることだろうと思います。

これで、今年度の財政状況全般をこの議場の皆様がやっぱり一緒に理解しておけば、ある方向性が出るんじゃないかなと思います。

これ、当初予算では地方債を借り入れるのが9億4,000万円ぐらいで、地方債の償還が、今、15億円ぐらいですから、借りるより償還が極めて大きいと。うちの町の実質公債費は今年度決算を終わったら下がるんじゃないかと。ここしばらくちょっとずつ上ってたんですけど、極めて大丈夫な状態じゃないかと。

繰越金が予算よりも1億1,700万円多いと。地方交付税は2億5,700万円多いと。歳入がしっかり、控えめに見積もってたんでしょけど、そして基金に4,000万円上積みして2億4,000万円積み立てると。

皆さん、町長、経済循環を促すために積極財政を求めます。総理は地方創生臨時交付金を倍増するという。この議会、国会が終われば、その倍増される地方創生臨時交付金の本町枠が来るんだろうと思います。それは3月議会などと待たずに、本町の概算が決まれば、直ちに臨時議会を開いて執行できる体制にして、早急な執行体制を整えていただきたい。

3月に額が確定すれば、補正を組めばいいんですね。町長、御答弁を願います。できるのかどうか。できるでしょう。

**○大西樹議長** 総務課長、朝倉智基君。

**○朝倉総務課長** 竹林議員さんの御質問にお答えします。

まず、予算書の39ページ、こちらのほうに先ほど御指摘のありました当該年度末における起債の償還の現在高の見込みに関する調書がございます。御指摘のように、一番右の下、当該年度末の現在高の見込額、こちらのほうが128億円となっております。左のほうを見ていただきますと、前年度末現在高見込額、これが130億円ということは、1億5,000万円下がっているという見込みになっておりまして、それはなぜかといいますと、当該年度の起債見込額が、先ほどおっしゃられたように12億8,000万円、それで当該年度中の元金の償還見込額が14億3,900万円となっております。ですので、返すほうが大きいので、借りるほうが少し抑制されているという観点から、1億5,000万円下がるということになっております。

交付税のほうは確定しまして、普通交付税は増額されたんですけども、能登半島地震

がありまして、それに特別交付税が取られるといいますか、そちらのほうに充当配分するというので、全国的に石川県以外は11%特別交付税が減になるということで、こちらの予算については、うちのほうも減額を少ししているという形になっておりますが、総じて基金のほうも積立てができるような形になっておりますので、3月議会には、また余剰金につきましては、2億円ぐらいはまた積立てができるような決算になる見込みでございます。

また、起債の現在高につきましても、今、申し上げたような形でございますけれども、実質公債費比率につきましても、現状維持か少し下がるような形になる見込みでございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 実によく分かる的確な御説明なんで結構なんですけど、それで、この予算書なんですけど。

○大西樹議長 竹林昌秀君にちょっと申し上げます。これについても、総務常任委員会のメンバーでございますので、簡単に願います。

○竹林昌秀議員 予算書に地方債現在高は総務課長の説明のように載ってるんですね。基金残高が予算書に載らない。これは総務省の書式であって、それはしょうがないんですけども、添付資料として基金これだけ積むから、これだけ取り崩すから、現在高見込みはこれだけになるよと。ぴったり合わなくていいですけど、それを補正予算とか、当初予算のときにはちゃんとつけてくれてますね。それをつけてくれる慣例にしていいただいたら、これを御要望しておきます。よろしくお願いいたします。借金と持っとる金と両方見たら、家建てられますよね。そういうことだと思います。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務常任委員会に付託いたします。

## 日程第19 議案第12号 令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案） 第1号

○大西樹議長 日程第19、議案第12号 令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第12号の令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号について、その提案理由を申し上げます。

43ページをお開きください。

第1条第1項、事業勘定の予算額に歳入歳出それぞれ1,666万1,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 9,666 万 1,000 円とし、第 2 項、直営診療施設勘定内科の予算額に歳入歳出それぞれ 140 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,460 万円とするものです。

歳入歳出について、主なものを御説明申し上げます。

それでは、事業勘定から御説明申し上げます。

事項別明細 55 ページをお開きください。

歳入では、第 5 款繰越金において、前年度繰越金が確定したことにより 1,625 万 5,000 円を増額計上しております。

56 ページをお開きください。

歳出といたしまして、第 2 款保険給付費の一般被保険者高額療養費負担金 1,566 万 5,000 円などを増額計上いたしております。

次に、直営診療施設勘定内科について御説明申し上げます。

事項別明細 67 ページをお開きください。

歳入として、第 6 款繰入金において、一般会計繰入金を 140 万円増額計上いたしております。

68 ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第 1 款総務費において、給与費を 140 万円増額計上しております。

直営診療施設勘定内科の補正につきましては、給与費の補正のみとなっております、69 ページから 71 ページにかけて給与費明細書を添付いたしておりますので、お目通しのほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、議案第 12 号 令和 6 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はございませんか。

6 番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** この予算書を見ると、繰越金がはっきりしたので、そのお金の大部分を高額医療費に充当するということでもありますね。分かりやすいんですけども、高額医療費が 7.8% も増えとるわけで、どうして増えたのか、その内訳、増減傾向の説明を求めたいと思います。手元になれば、委員会で説明でも結構です。

**○大西樹議長** 福祉保険課長、池下尚治君。

**○池下福祉保険課長** ただいまの質問にお答えします。

増減等につきましては、委員会のほうで説明させていただきます。

**○大西樹議長** 6 番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 私、補正予算案が出てくるときには、事業実績の報告の資料があって、それでこれだけお金が要る、余る、足りん、その論議をすべきだろうと思います。福祉保険課においては、3月の議会で私が求めましたとおり、かつてずっと四半期ごとに事業実績が出てたんですよ。私がちょっと大失言をやらしましたから、私の失言の後始末のほうに関心移って、事業実績が課長は出すとは言ったんですけど、3月議会に出てこなかった。6月議会も出てこなくて、8月の継続中の審査のときには出てきた。やった、出てきた、これやと思ったんですが、11月にこれまた出てきてない。

これは二十何億円会計で、私も国民健康保険税が52万円ぐらいで、所得税は掛けるか掛けんかぐらい。住民税、介護保険料やいうのはちょっとぐらいで、一番重たいのがこれです。我々が一番関心を持っておるのは、国保の保険料や介護保険料がこれでいいんだろうかということだろうと思います。それから繰越金はどうだろうかということ、それから基金取崩しをどうするのか、それから一般会計からルール外分の補填、繰出しをするのかどうか、この判断が社会保障会計の経営だろうと思います。それには事業実績が要るんですね。どうかこの会期中に、この審議のときに出していただきたい。職員たちはかつてずっと出してきたんですから、出せるはずですよ。これをお願いします。そうでないと、これ、審議にならないと、そういうことであります。御答弁願います。

**○大西樹議長** 福祉保険課長、池下尚治君。

**○池下福祉保険課長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

3か月ごとの実績等が出たということ、前の委員会で私と竹林議員さんのほうも含めてお話をさせていただきました。以前、それまでつけておったもの、3か月ごとに国保については医療費を出しておったんですけども、3か月ごとに例えば被保険者の方が亡くなって減った、増えた、医療費がこれについて減った、増えたというところを出しても、なかなかこれはあまりそれを判定するに至るのには少し分かりづらいというところで、年度で実績を1年間ということで、9月の決算、これで初めて医療費のいろんなものがシステムから上がってくるので、それを見て、その結果を出させていただいてます。それによってあと過去数年分を出して、その推移というのを見るようにというところで、私が福祉保険課長になって2年目ぐらいのときに委員会のほうで諮って、こういうところでどうですかという提案をさせていただいて、年度ごとの実績、それから過去の推移を見ながらいろいろ皆さんと協議していくというふうに変えさせていただいたというところで御了解を得たものと思っております。

あと、今回の補正予算を審議するに当たって、それがなければまたできないということかと思いますが、こちらにつきましては、9月で決算が初めて出てきます。大体毎月医療費というのは国保連合会のほうから町のほうに負担金として請求が来ます。それには国の補助金とか交付金、県の補助金というのと、それと町も合わせてお支払いするということで、国、県の交付金というのはあらかじめ、これが足らなくなると、毎月の支払いができませんので、多めに、足らなくならないようにということで、おととしの状況を

見ながら、多めに少し頂くと。それを決算に基づいて、今回、残った余剰金というのを繰り越す。また、なお国にもそういうのも、余ったやつはまた次の年に返還するようなシステム構造になっております。この繰越金というのを、歳入歳出、これを同額に合わせるものですから、その中で見合う支出、これが高額医療費、こちらのほうが一番増える見込みであろうと。1人、何か重病が出たら、どんと1千万円、2千万円というお金がかかったりしますので、そちらのほうに充てて、歳出歳入というのを同額に合わせるというような仕組みで、大体国保、介護保険、後期高齢者医療というのは、そういうふうな組み方をしておりますので、9月で決算、それに伴って、12月ではそれを繰越金として持ってきて、それを歳出歳入で合わせていくというような、そういう流れの作業になろうかと思っておりますので、御了承いただけたらと思います。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 課長と私と重要視するところが違うんですね。私一人でも、言うことを聞かなくても、それはいいんですけど、よくよく課内で、町役場の中の幹部方とお話し合いしていただきたい。

国民健康保険はだんだん減ってきて、21億円会計ぐらいまで下がりましたね。しかし、21億円会計を課長一人が、課長が苦勞して運営してることは今の説明でよく分かりました。こういう考え方でやるんだと。しかし、エビデンス、根拠、それを議会も共有したい。閉会中の報告も出なかったということは、町長や副町長にも報告してないんじゃないかなという可能性もあると思います。21億円会計を年に1回の報告で課長が責任を全うできるのかどうか、一人に委ねることは極めて危険であって、会社法は四半期ごとに、地方自治法も四半期ごとに予算の運用、執行をトレースすることになっています。途中でやり直しが効くんですね。この地方自治法の四半期ごとのトレースの議会開会のルール、これを活用して、課長一人が責任を担うことはない、こう申し上げたいんです。町長、いかがお考えになられますか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

その件につきましては、庁舎内で十分検討したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これで質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第12号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

## 日程第20 議案第13号 令和6年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号

○大西樹議長 日程第20、議案第13号 令和6年度まんのう町後期高齢者医療特

別会計補正予算（案）第１号の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第１３号の令和６年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号について、その提案理由を申し上げます。

７５ページをお開きください。

第１条第１項で、歳入歳出それぞれ１，１１１万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億８，１１１万３，０００円とするものでございます。

事項別明細８３ページをお開きください。

歳入では、第５款繰越金において、前年度繰越金が確定したことにより、１，１１１万３，０００円増額計上いたしております。

８４ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第２款第１目後期高齢者医療広域連合納付金において、負担金を１，１１１万３，０００円増額計上いたしております。

以上、議案第１３号 令和６年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

６番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** この後期高齢者の会計は本町が後期高齢者の保険料を集めて、後期高齢者の県単位の事業団にお金を送るという会計です。この会計が、送ったお金がどのように使われているのか、これは報告されたことがないわけですね。本町の後期高齢者は、私が現職のときに３１億円ぐらい給付費で使ってました。今、昨年ぐらいで３６億円ぐらいになっていると思います。国家の一番の悩みがここでありまして、百十四銀行や市町村共済組合に皆さんが掛けたお金が、ごそっと厚労省が法律で引き抜いて、こういうところにつぎ込んでいるから、高齢者の保険料はこんなに安く収まっているわけですね。社会保障倒れの国になる可能性も非常に大きい、この勘どころであります。この３６億円程度を本町が使っているかどうか、それをちょっと説明を求めます。私の受け止めとる数字がピント外れなのかどうか、ここをお尋ねします。

**○大西樹議長** 福祉保険課長、池下尚治君。

**○池下福祉保険課長** 町の予算のこの後期高齢者の使い道という。

**○竹林昌秀議員** 事業団が本町分をどのように医療に使っているか。

**○池下福祉保険課長** まんのう町のというよりかは。

**○竹林昌秀議員** 町分です。

**○池下福祉保険課長** 町分というのは、私のほうが9月ぐらいでつかんだところで、後期高齢者の医療の中の内容というのはこういうんですよというところで、まんのう町独自でレセプトの状況から抜いたりというところをつくったものでお示したところですので、全体的に1,600億円ぐらい、恐らく県下で予算があって、町がそのうち三十数億円の予算というのを、予算書のほうを、今、持ってないので、正確な数字はないんですけども、それなりの高額のところの部分については、もちろんまんのう町は高齢者が多いですから、そちらにかかった医療費というところで負担すると。それを県下で全市町が負担したものを香川県の後期高齢者の医療費にかかったのを充てるということです。その1,600億円のうちの使い道というところにつきましては、後期高齢者医療連合会のほうでは議会があって、そちらにはまんのう町と同じように議会があって、そこでまんのう町でも教民の委員長さんが議員さんということで出席して、そこで説明いただいております。その予算であったり、決算書というのを持ち帰って、私のほうは議会のほうには備えておったり、各委員さんのほうからの質問とかがあっても、その辺で見れるかなと思います。

なお、ホームページのほうでもその議事の内容であったり、決算の内容というのも後期の広域のほうで公開しておりますので、そちらのほうで御覧いただいたら、いろんな資料があって、まんのう町だとこのぐらいですよとかいうところが見えればかなと思います。以上です。

**○大西樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 課長の説明の仕組みのとおりだろうと思います。県全体の分に関心があるわけじゃなくて、本町が36億円ぐらい使っている医療費、これの中身どんな特徴があるんだろうかと。筋、関節とか、こんなのはうちは非常に多かったと記憶しております。1人当たりになると130億円とか、土庄町なんかは1人当たり70億円とか、非常に市町村の差があって、努力する余地がありはしないか、方法がないのかもしれない。しかし、現状をつかんで、後期高齢の医療に私たちは踏み込まなきゃいけないんじゃないかなと。それには根拠となる実績資料の提供であります。情報は全て公開ですよ。人権に関することとか交渉中のこと以外は公表の原則でありまして、議会には調査権があると。そういうことも踏まえて御対応願いたいんですが、巨額会計を担って、その普及啓発活動は町が、保健師たちが懸命に走り回ってやっとするわけですね。こうしたことも認めて上げなきゃいけないんですけども、社会保障は聖域とされて、ほとんど本町議会では発言されたことがなかった。しかし、これからそこに踏み込まずして、本町の未来は極めて危ういものになるんじゃないかと思います。資料提出を求めます。

**○大西樹議長** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第13号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

## 日程第 2 1 議案第 1 4 号 令和 6 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号

○大西樹議長 日程第 2 1、議案第 1 4 号 令和 6 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 1 4 号の令和 6 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について、その提案理由を申し上げます。

8 7 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出それぞれ 1 億 2, 1 6 2 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 8 億 6, 5 6 2 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

事項別明細書 9 5 ページをお開きください。

歳入では、第 9 款繰入金において、財政調整基金繰入金を 1, 0 2 5 万 2, 0 0 0 円減額、9 6 ページをお開きください。第 1 0 款繰越金において、前年度繰越金が確定したことにより、1 億 3, 1 8 7 万 9, 0 0 0 円増額計上いたしております。

右側 9 7 ページを御覧ください。

これに対する歳出といたしまして、第 2 款保険給付費において、介護サービス給付費等を合計で 4, 0 0 0 万円減額、9 8 ページをお開きください。第 3 款基金積立金において、財政調整基金積立金を 4, 0 0 0 万円増額、右側 9 9 ページを御覧ください。第 9 款諸支出金において、介護給付費の前年度分に対する償還金 1 億 2, 1 6 2 万 7, 0 0 0 円増額などを計上しております。

以上、議案第 1 4 号の令和 6 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 1 4 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

## 日程第 2 2 議案第 1 5 号 令和 6 年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第 1 号

○大西樹議長 日程第 2 2、議案第 1 5 号 令和 6 年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第 1 号の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第15号の令和6年度まんのう町下水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

まんのう町下水道事業において安定した施設・設備の運営を行うため、維持管理を外部業者へ委託しております。翌年度4月1日から業務を委託するためには、令和7年3月までに入札を実施する必要があることから、債務負担行為について上程するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、12月4日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

**散会 午前11時53分**

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 1 2 月 3 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員